

別紙様式1

文部科学省における法令適用事前確認手続に係る照会書

文 部 科 学 省

原子力安全課放射線規制室 行

照会者名

住 所

連 絡 先

文部科学省における法令適用事前確認手続に関する細則（平成14年3月29日文部科学大臣決定）の規定に基づき、下記のとおり照会します。

なお、本件照会及び回答の内容が公表されることに同意します。

記

1. 件 名

放射性物質を含む土壌などの作業

2. 照会に係る将来自らが行おうとする行為についての個別具体的な事実

茨城、千葉、栃木、福島の各県において、土地の掘削を伴う建設作業を行う予定です。具体的には、土地を掘り、その土壌を取り除き、樹木を取り除き、草を刈り、それらやそれ以外の廃棄物（一般・産業廃棄物の両方）の除去等を行う予定です。地域的に、放射性物質を一定程度含む土地において作業することになると聞いています。また、実際に放射性物質が含まれることが確認されています。

照会したい事項は以下のとおりです。

- ① 福島第一原子力発電所の事故により放出されたと考えられる放射性物質（どの物質が含まれるかは不明。シンチレーションサーベイメータやGM管で測定し、放射性物質が一定量（数万ベクレル）以上あることは確認されている状況。）を含む土壌や廃棄物やそれらから集めた放射性物質について取り扱う事業が許可を要するか否か。
- ② 福島第一原子力発電所の事故により放出されたものと確定した放射性物質（セシウム134、セシウム137の両方か一方が含まれると確定。量は両方（片方）で1万ベクレル／キログラム以上。非密封で、下限数量以上。）を含む土壌や廃棄物やそれらから集めた放射性物質について取り扱う事業が許可を要するか否か。
- ③ 福島第一原子力発電所の事故により放出されたものではないと確定した放射性物質（例：放射性ラドンや放射性カリウムであって、非密封で、下限数量以上）を含む土壌や廃棄物やそれらから集めた放射性物質について取り扱う事業が許可を要するか否か。

- ④ ①であって、含まれる放射性物質の量がごくわずか（数千ベクレル）のときはどうか。
- ⑤ ②であって、含まれるセシウムの量が両方（片方）で1万ベクレル未満のときはどうか。
- ⑥ ③であって、含まれるラドンやカリウムの量が下限数量未満のときはどうか。

3. 照会に係る法令の条項

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年六月十日法律第百六十七号）第3条第1項

4. 2.の行為が3.の法令の条項の適用対象となるかどうかについての見解及びその論拠（見解）

- ①、②、③ 該当する。
- ④、⑤、⑥ 該当しない。

（論拠）

条文を読むとそのように読めます。

なお、既に同様の事業を行う同業者に確認したところ、そのような申請はしたことがなく、問題に問われたことが無いとの話は聞いています。

また、環境省に確認したところ、通常の建設工事は、除染の対象となる区域内外に関係なく、除染の特措法（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法）に該当しないとのことでした（建設工事は、除染ではないそうです）。経済産業省からも同様に、発電所のある区域以外の場所における建設工事は、原子炉等規制法に該当しないと聞いています。（それぞれ照会する予定。）

5. 公表時期の延期の希望（希望する場合のみ）

6. 照会内容とともに照会者名が公表されることに同意する場合には、その旨

照会内容の公表は同意しますが、照会者名、住所、メールアドレスについては、公表する意味がないと考えますので、不同意です。

別紙様式1

文部科学省における法令適用事前確認手続に係る照会書

文 部 科 学 省

原子力安全課放射線規制室 行

照会者名

住 所

連 絡 先

文部科学省における法令適用事前確認手続に関する細則（平成14年3月29日文部科学大臣決定）の規定に基づき、下記のとおり照会します。

なお、本件照会及び回答の内容が公表されることに同意します。

記

1. 件 名

放射性物質を含む土壌などの作業

2. 照会に係る将来自らが行おうとする行為についての個別具体的な事実

茨城、千葉、栃木、福島の各県において、土地の掘削を伴う建設作業を行う予定です。具体的には、土地を掘り、その土壌を取り除き、樹木を取り除き、草を刈り、それらやそれ以外の廃棄物（一般・産業廃棄物の両方）の除去等を行う予定です。

地域的に、放射性物質を一定程度含む土地において作業することになると聞いています。また、実際に放射性物質が含まれることが確認されています。

照会したい事項は以下のとおりです。

- ① 福島第一原子力発電所の事故により放出されたと考えられる放射性物質（どの物質が含まれるかは不明。シンチレーションサーベイメータやGM管で測定し、放射性物質が非密封で存在することは確認されている状況。）を含む土壌や廃棄物やそれらから集めた放射性物質について取り扱う事業が届出を要するか否か。
- ② 福島第一原子力発電所の事故により放出されたものと確定した放射性物質（セシウム134、セシウム137の両方か一方が含まれると確定。量は両方（片方）で1万ベクレル/キログラム未満。非密封で、下限数量未満。）を含む土壌や廃棄物やそれらから集めた放射性物質について取り扱う事業が届出を要するか否か。
- ③ 福島第一原子力発電所の事故により放出されたものではないと確定した放射性物質（例：放射性ラドンや放射性カリウムであって、非密封で、下限数量未満）を含む土壌や廃棄物やそれらから集めた放射性物質について取り扱う事業が届出を要するか否

か。

3. 照会に係る法令の条項

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年六月十日法律第百六十七号）第3条の2第1項

4. 2.の行為が3.の法令の条項の適用対象となるかどうかについての見解及びその論拠（見解）

①、②、③ 該当する。

（論拠）

条文を読むとそのように読めます。

5. 公表時期の延期の希望（希望する場合のみ）

延期の希望はありません。

6. 照会内容とともに照会者名が公表されることに同意する場合には、その旨

照会内容の公表は同意しますが、照会者名、住所、メールアドレスについては、公表する意味がないと考えますので、不同意です。

別紙様式1

文部科学省における法令適用事前確認手続に係る照会書

文 部 科 学 省等にあつてはその名称及び代表者

原子力安全課放射線規制室 行

照会者名

住 所

連 絡 先

文部科学省における法令適用事前確認手続に関する細則（平成14年3月29日文部科学大臣決定）の規定に基づき、下記のとおり照会します。

なお、本件照会及び回答の内容が公表されることに同意します。

記

1. 件 名

放射性物質を含む土壌などの作業¹⁾

2. 照会に係る将来自らが行おうとする行為についての個別具体的な事実

茨城、千葉、栃木、福島の各県において、土地の掘削を伴う建設作業を行う予定です。具体的には、土地を掘り、その土壌を取り除き、樹木を取り除き、草を刈り、それらやそれ以外の廃棄物（一般・産業廃棄物の両方）の除去等を行う予定です。

地域的に、放射性物質を一定程度含む土地において作業することになると聞いています。また、実際に放射性物質が含まれることが確認されています。

照会したい事項は以下のとおりです。

- ① 福島第一原子力発電所の事故により放出されたと考えられる放射性物質（どの物質が含まれるかは不明。シンチレーションサーベイメータやGM管で測定し、放射性物質が一定量（数万ベクレル）以上あることは確認されている状況。）を含む土壌や廃棄物やそれらから集めた放射性物質について廃棄する事業が許可を要するか否か。
- ② 福島第一原子力発電所の事故により放出されたものと確定した放射性物質（セシウム134、セシウム137の両方か一方が含まれると確定。量は両方（片方）で1万ベクレル/キログラム以上。非密封で、下限数量以上。）を含む土壌や廃棄物やそれらから集めた放射性物質について廃棄する事業が許可を要するか否か。
- ③ 福島第一原子力発電所の事故により放出されたものではないと確定した放射性物質（例：放射性ラドンや放射性カリウムであつて、非密封で、下限数量以上）を含む土壌や廃棄物やそれらから集めた放射性物質について廃棄する事業が許可を要するか否

か。

- ④ ①であって、含まれる放射性物質の量のごくわずか（数千ベクレル）のときはどうか。
- ⑤ ②であって、含まれるセシウムの量が両方（片方）で1万ベクレル未満のときはどうか。
- ⑥ ③であって、含まれるラドンやカリウムの量が下限数量未満のときはどうか。
- ⑦ ①の放射性物質により汚染された土壌や廃棄物は「放射性汚染物」に該当するか。
- ⑧ ②の放射性物質により汚染された土壌や廃棄物は「放射性汚染物」に該当するか。
- ⑨ ③の放射性物質により汚染された土壌や廃棄物は「放射性汚染物」に該当するか。

3. 照会に係る法令の条項

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年六月十日法律第百六十七号）第4条の2第1項

4. 2.の行為が3.の法令の条項の適用対象となるかどうかについての見解及びその論拠（見解）

①－⑨まで全部は該当する。

（論拠）

条文を読むとそのように読めます。

5. 公表時期の延期の希望（希望する場合のみ）

延期の希望はありません。

6. 照会内容とともに照会者名が公表されることに同意する場合には、その旨

照会内容の公表は同意しますが、照会者名、住所、メールアドレスについては、公表する意味がないと考えますので、不同意です。